

○ つくば市深夜営業における騒音の規制対象営業

- (1) **飲食店営業**（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に該当する営業のうち、設備を設けて客に飲食させる営業に限る。）
- (2) **喫茶店営業**（食品衛生法施行令第35条第2号に該当するものに限る。）
- (3) **ボウリング場営業**
- (4) **バッティング練習場営業**
- (5) **ゴルフ練習場営業**
- (6) **音楽・ダンススタジオ営業**（第1号又は第2号に該当するものを除く。）
 - ・客が歌唱等（歌唱、演奏若しくは踊り）の練習を行う場所を提供する営業
 - ・客が歌唱等の録音・録画を行う場所を提供する営業
 - ・客に対し歌唱等を教授する営業
- (7) **ライブハウス営業**（第1号又は第2号に該当するものを除く。）
 - ・歌唱等を披露する営業
 - ・歌唱等を披露させる営業
- (8) **クラブ営業**（第1号、第2号、第6号又は前号に該当するものを除く。）
 - ・踊る場所を提供する営業
- (9) **カラオケボックス営業**（第1号又は第2号に該当するものを除く。）
 - ・カラオケ装置を部屋又は建物内に設置し、客に当該カラオケ装置を専ら使用させる営業
- (10) **イベント場所貸営業**（第1号、第2号、第6号、第7号又は第8号に該当するものを除く。）
 - ・歌唱等を披露する場所として施設を貸す営業
 - ・歌唱等を披露させる場所として施設を貸す営業
 - ・踊る場所として施設を貸す営業